

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4407650号
(P4407650)

(45) 発行日 平成22年2月3日(2010.2.3)

(24) 登録日 平成21年11月20日(2009.11.20)

(51) Int.Cl. F I
G O 6 F 13/00 (2006.01) G O 6 F 13/00 5 6 0 A

請求項の数 5 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2006-50932 (P2006-50932)	(73) 特許権者	000004075 ヤマハ株式会社 静岡県浜松市中区中沢町10番1号
(22) 出願日	平成18年2月27日(2006.2.27)	(74) 代理人	100077539 弁理士 飯塚 義仁
(65) 公開番号	特開2007-233463 (P2007-233463A)	(72) 発明者	梅澤 悟 静岡県浜松市中沢町10番1号 ヤマハ株式会社内
(43) 公開日	平成19年9月13日(2007.9.13)	審査官	須藤 竜也
審査請求日	平成18年8月24日(2006.8.24)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ブログ作成用クライアント装置、ブログサーバ、及びそれらのプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワークを介して通信可能に相互接続されるブログサーバが管理する所定のブログサイトを編集するブログ作成用クライアント装置であって、

前記ブログサイトに反映させるブログエントリを入力するエントリ入力手段と、

前記入力されたブログエントリを前記ブログサーバへ登録するためのエントリ情報を記憶する記憶手段と、

複数のコンテンツを記憶するとともに、該コンテンツのいずれかをユーザによる指示に応じて個別に若しくは順次に再生し、該再生したコンテンツに対応する所定の識別情報を、該コンテンツを再生した日時とともに再生履歴情報として蓄積する所定のコンテンツ再生部から、前記蓄積された再生履歴情報を取得する取得手段と、

前記取得した再生履歴情報に基づき、少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ生成する生成手段と、

前記生成した履歴エントリ情報を、前記記憶したエントリ情報に基づき前記ブログエントリの入力有無に関わらずに前記ブログサーバへ登録する登録手段とを具えるブログ作成用クライアント装置。

【請求項2】

通信ネットワークを介してブログ作成用クライアント装置と通信可能に相互接続する手段と、

複数のブログ作成者毎に対応するブログエントリレコードであって、各レコードはユー

10

20

ザ入力されたブログエントリを含むものを、前記ブログ作成者毎に予め付与されている識別情報により識別可能に蓄積する第1の記憶手段と、

複数のブログ作成者毎に対応する再生リストエントリレコードであって、各レコードは少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ含むものを、ブログ作成者毎に予め付与されている識別情報により識別可能に蓄積する第2の記憶手段と、

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、ブログエントリを含むブログエントリリクエストを受信する手段と、

前記ブログエントリリクエストの受信に応じて、前記第1の記憶手段に記憶された中から前記受信した識別情報に対応するブログエントリレコードに、前記受信したブログエントリを蓄積させる手段と、

10

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、履歴エントリ情報を含む再生リストエントリリクエストを受信する手段と、

前記再生リストエントリリクエストの受信に応じて、前記第2の記憶手段に記憶した識別情報に対応する再生リストエントリレコードに、前記受信した履歴エントリ情報を蓄積させる手段と、

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、所定の識別情報に対応するブログサイト閲覧のためのブログブラウズリクエストを受信する手段と、

前記受信したブログブラウズリクエストの受信に応じて、該当する識別情報のブログエントリレコードを前記第1の記憶手段から読み出すとともに、該当する識別情報の再生リストエントリレコードを前記第2の記憶手段から読み出す手段と、

20

前記読み出したブログエントリレコードと再生リストエントリレコードとを結合したものを、前記ブログブラウズリクエストに対するレスポンスとして前記接続されたブログ作成用クライアント装置に返送する手段と

を具えるブログサーバ。

【請求項3】

再生リストエントリレコードに基づいてブログサイトに表示するコンテンツ一覧におけるコンテンツのそれぞれについて、アフィリエイトプログラムサイトへのハイパーリンクを設定する手段をさらに具えることを特徴とする請求項2に記載のブログサーバ。

【請求項4】

30

コンピュータに、

通信ネットワークを介して通信可能に相互接続されるブログサーバが管理する所定のブログサイトに反映させるブログエントリを入力する手順と、

前記入力されたブログエントリを前記ブログサーバへ登録するためのエントリ情報を記憶する手順と、

複数のコンテンツを記憶するとともに、該コンテンツのいずれかをユーザによる指示に応じて個別に若しくは順次に再生し、該再生したコンテンツに対応する所定の識別情報を、該コンテンツを再生した日時とともに再生履歴情報として蓄積する所定のコンテンツ再生部から、前記蓄積された再生履歴情報を取得する手順と、

前記取得した再生履歴情報に基づき、少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ生成する手順と、

40

前記生成した履歴エントリ情報を、前記記憶したエントリ情報に基づき前記ブログエントリの入力有無に関わらずに前記ブログサーバへ登録する手順と
を実行させるためのプログラム。

【請求項5】

コンピュータに、

通信ネットワークを介してブログ作成用クライアント装置と通信可能に相互接続する手順と、

複数のブログ作成者毎に対応するブログエントリレコードであって、各レコードはユーザ入力されたブログエントリを含むものを、前記ブログ作成者毎に予め付与されている識

50

別情報により識別可能に所定の第1の記憶手段に蓄積する手順と、

複数のブログ作成者毎に対応する再生リストエントリレコードであって、各レコードは少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ含むものを、ブログ作成者毎に予め付与されている識別情報により識別可能に所定の第2の記憶手段に蓄積する手順と、

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、ブログエントリを含むブログエントリリクエストを受信する手順と、

前記ブログエントリリクエストの受信に応じて、前記第1の記憶手段に記憶された中から前記受信した識別情報に対応するブログエントリレコードに、前記受信したブログエントリを蓄積させる手順と、

10

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、履歴エントリ情報を含む再生リストエントリリクエストを受信する手順と、

前記再生リストエントリリクエストの受信に応じて、前記第2の記憶手段に記憶した識別情報に対応する再生リストエントリレコードに、前記受信した履歴エントリ情報を蓄積させる手順と、

前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、所定の識別情報に対応するブログサイト閲覧のためのブログブラウズリクエストを受信する手順と、

前記受信したブログブラウズリクエストの受信に応じて、該当する識別情報のブログエントリレコードを前記第1の記憶手段から読み出すとともに、該当する識別情報の再生リストエントリレコードを前記第2の記憶手段から読み出す手順と、

20

前記読み出したブログエントリレコードと再生リストエントリレコードとを結合したものを、前記ブログブラウズリクエストに対するレスポンスとして前記接続されたブログ作成用クライアント装置に返送する手順と

を実行させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ウェブブラウザを使ってサーバ上でブログの記載内容を更新することが可能なコンテンツ更新システムに用いるブログ作成用クライアント装置、ブログサーバ、及びそれらのプログラムに関する。特に、ブログ作成者が実際に再生したコンテンツの履歴をブログに反映させる技術に関する。

30

【背景技術】

【0002】

最近では、インターネットなどの通信ネットワークの発達に伴って、誰でもが個人的なホームページ（Webページ）をインターネット上に開設し、ユーザは該開設したホームページ上に自己のプロフィールや趣味あるいは興味ある事項などを記載することで、広く一般に情報を提供することができるようになってきている。また、それだけでなくチャットや掲示板などを併設したり電子メールアドレスを開示することなどによって、共通の趣味などを持つ多数の人とインターネットを介して相互にコミュニケーションを図ることができるようにもなっている。一般的に、ユーザが自己のホームページを作成するにはHTML（HyperText Markup Language）等の専門技術の知識が必要であるが、近年ではより多くのユーザに情報を発信してもらうべく、ウェブページを閲覧するためのソフトウェアであるウェブブラウザ（WWW（World Wide Web）ブラウザ）を用いて、容易にサーバ上でページの記載内容を更新することが可能なコンテンツ更新システムが用いられている。例えば、「ブログツール」と呼ばれるある種のコンテンツ更新システムを使うと、インターネット初心者でも簡単に、ページの記載内容を日々更新することが容易な所謂ブログ（blog）又はウェブログ（Weblog）などと呼ばれる日記風簡易型サイト（ブログサイト）を見栄えよく作成することができ、該作成したブログをインターネット上に開設することができる。こうしたコンテンツ更新システムに関連するものとしては、例えば下記に示す特許文献1又は特許文献2に記載の技術などが従来知られている。

40

50

【特許文献1】特開2002-183036号公報

【特許文献2】特開2005-190431号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

ところで、ブログを開設するブログ作成者（所謂ブロガー）は、ブログ上に自身が視聴した音楽や映画などのコンテンツに関してその曲名や題名（タイトル）あるいは画像などを載せておくと、そうしたコンテンツに興味ある他のユーザとのコミュニケーションがより図り易くなる。ただし、従来においてはブロガー自身がブログに記載する内容についてパソコン端末等を用いて入力する必要があり、ブロガーがコンテンツ再生機器などを用いて実際に聞いたり見たりした音楽や映画などのコンテンツの再生履歴をブログに反映したいような場合には、ブロガー自身でそうした履歴を日付毎に分けて入力しなければならなかった。例えば、上記特許文献1に記載の技術は、チャット等でユーザ間のコミュニケーションを図る場合に、チャットユーザが過去に行ったゲームの履歴を表示することのできるようにしているが、この従来技術ではあくまでもチャットユーザ自身がゲームの履歴を手入力する必要があった。この点、上記特許文献2に記載の技術では、ブログ等に投稿された文章を解析して、その文章にて推薦されている事柄（具体的には文章に含まれるキーワード）を抽出して表示するようにしている。しかし、こうした表示はあくまでも入力された文章を解析した結果であって、ユーザはキーワードを考慮した文章を入力しなければならない。したがって、上記した従来技術を利用したのでは、「ブログを更新するまでに

10

20

【0004】

本発明は上述の点に鑑みてなされたもので、ブログ作成者自身が実際に視聴したコンテンツの再生履歴を自身のブログに対して簡単に反映することのできるブログ作成用クライアント装置、ブログサーバ、及びそれらに用いるプログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

30

【0005】

本発明の請求項1に係るブログ作成用クライアント装置は、通信ネットワークを介して通信可能に相互接続されるブログサーバが管理する所定のブログサイトを編集するブログ作成用クライアント装置であって、前記ブログサイトに反映させるブログエントリを入力するエントリ入力手段と、前記入力されたブログエントリを前記ブログサーバへ登録するためのエントリ情報を記憶する記憶手段と、複数のコンテンツを記憶するとともに、該コンテンツのいずれかをユーザによる指示に応じて個別に若しくは順次に再生し、該再生したコンテンツに対応する所定の識別情報を、該コンテンツを再生した日時とともに再生履歴情報として蓄積する所定のコンテンツ再生部から、前記蓄積された再生履歴情報を取得する取得手段と、前記取得した再生履歴情報に基づき、少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ生成する生成手段と、前記生成した履歴エントリ情報を、前記記憶したエントリ情報に基づき前記ブログエントリの入力有無に関わらずに前記ブログサーバへ登録する登録手段とを具える。

40

【0006】

この発明によると、コンテンツ再生部からコンテンツ再生に応じて蓄積された再生履歴情報を取得し、該取得した再生履歴情報に基づき少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ（つまりは再生日単位に1エントリ）生成する。そして、該生成した履歴エントリ情報を、ユーザ自身が入力したブログエントリをブログサーバへ登録するためのエントリ情報に基づき、前記ブ

50

ログエントリの入力有無に関わらずに前記ブログサーバへ登録する。これにより、ブログ作成者は、コンテンツ再生部で実際に視聴したコンテンツの再生履歴を自ら入力したコンテンツの再生履歴を含むブログを再生日毎にわざわざ作成せずとも、再生日単位に1エントリされる履歴エントリ情報に従って、ブログ作成者がある日に再生した楽曲の履歴に基づくエントリを該当する日付のブログに対して反映させて該エントリを閲覧できる状態にすることが容易にできるようになる。

【0007】

本発明の請求項2に係るブログサーバは、通信ネットワークを介してブログ作成用クライアント装置と通信可能に相互接続する手段と、複数のブログ作成者毎に対応するブログエントリレコードであって、各レコードはユーザ入力されたブログエントリを含むものを、前記ブログ作成者毎に予め付与されている識別情報により識別可能に蓄積する第1の記憶手段と、複数のブログ作成者毎に対応する再生リストエントリレコードであって、各レコードは少なくとも再生日と該再生日に再生したコンテンツ一覧とを含む履歴エントリ情報を前記再生日の日付につき1つ含むものを、ブログ作成者毎に予め付与されている識別情報により識別可能に蓄積する第2の記憶手段と、前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、ブログエントリを含むブログエントリリクエストを受信する手段と、前記ブログエントリリクエストの受信に応じて、前記第1の記憶手段に記憶された中から前記受信した識別情報に対応するブログエントリレコードに、前記受信したブログエントリを蓄積させる手段と、前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、前記識別情報とともに、履歴エントリ情報を含む再生リストエントリリクエストを受信する手段と、前記再生リストエントリリクエストの受信に応じて、前記第2の記憶手段に記憶した識別情報に対応する再生リストエントリレコードに、前記受信した履歴エントリ情報を蓄積させる手段と、前記接続されたブログ作成用クライアント装置から、所定の識別情報に対応するブログサイト閲覧のためのブログブラウズリクエストを受信する手段と、前記受信したブログブラウズリクエストの受信に応じて、該当する識別情報のブログエントリレコードを前記第1の記憶手段から読み出すとともに、該当する識別情報の再生リストエントリレコードを前記第2の記憶手段から読み出す手段と、前記読み出したブログエントリレコードと再生リストエントリレコードとを結合したものを、前記ブログブラウズリクエストに対するレスポンスとして前記接続されたブログ作成用クライアント装置に返送する手段とを具える。これによると、ブログ作成者毎にコンテンツの履歴情報特にブログ作成者がある日に再生した楽曲の履歴に基づくエントリを、再生日単位に1エントリされる履歴エントリ情報に従って該当する日付のブログに対して反映させることが自動的にできるようになる。

【0008】

本発明は装置の発明として構成し実施することができるのみならず、方法の発明として構成し実施することができる。また、本発明は、コンピュータまたはDSP等のプロセッサのプログラムの形態で実施することができるし、そのようなプログラムを記憶した記憶媒体の形態で実施することもできる。

【発明の効果】

【0009】

この発明によれば、ブログ作成者自身により入力されたブログエントリのブログサーバへの登録に加えて、コンテンツ再生部で再生されたコンテンツの再生履歴がブログサーバへと登録されることから、ブログ作成者は自らが手入力などしなくても、ブログ作成者自身が実際にコンテンツ再生部で再生したコンテンツの再生履歴を、自身のブログ上に簡単に反映させることができるようになる、という効果を奏する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

以下、この発明の実施の形態を添付図面に従って詳細に説明する。

【0011】

図1は、本発明に係るブログ作成用クライアント装置とブログサーバとを少なくとも含

10

20

30

40

50

むコンテンツ更新システムの一実施例の全体構成を示すシステムブロック図である。勿論、コンテンツ更新システムとしては図1に示す以外のハードウェアを有する場合もあるが、ここでは必要最小限の資源を用いた場合について説明する。

【0012】

この実施例に示すコンテンツ更新システムは、複数ユーザのブログサービスを提供するブログサーバBSと、ブロガーがブログサイト(以下、単にブログ)作成・更新のために利用するユーザシステムA(Ua: ブログ作成用クライアント装置)と、ブロガーでない他のユーザがブログを閲覧するために利用する一般のユーザシステムB(Ub)及びユーザシステムC(Uc)と、楽曲データを販売・配信するコンテンツ配信サービスを提供する楽曲配信サーバMSと、アフィリエイトサービスを提供するアフィリエイトプログラムサイトASとが、公衆電話回線網やインターネットあるいはLAN(Local Area Network)等の既存の有線又は無線の通信ネットワークXを介して双方向通信可能に適宜に接続されるシステムである。本実施例において、図面で説明する各種データやプログラムがサーバ(サイト)あるいはユーザシステムの「記憶手段」に記憶されており、サーバあるいはユーザシステムの「制御手段(CPU)」が前記記憶されたプログラムに従った処理を実行し、各種データの読み出しや書き込みを行い、また必要に応じてキーボード等の入力手段を用いてURL(Uniform Resource Locator)やブログエントリ等の文字情報等を入力し、通信手段(モデムやLANインタフェース)を介して相互にデータのやり取りを行うようになっている。なお、これら各装置は、各々がCPU、ROM、RAM等からなる制御手段、キーボードやボタンなどの入力手段、ディスプレイなどの表示手段、ハードディスク(HDD)などの大容量記憶手段又はフラッシュメモリ等の不揮発メモリ、LAN等の通信手段などを含む独立したコンピュータにより構成されており、公知のハード構成を用いるものとして説明することができることから、ここでは説明を省略する。

【0013】

ユーザシステムA(Ua)~C(Uc)は、パソコン端末(パーソナルコンピュータ)、携帯電話やPDAなどの携帯通信端末、あるいは携帯ゲーム装置などであって、所定の文字列情報で構成されるネットワークアドレスであるURLを指定することによって、通信ネットワークX上に接続されたブログサーバBSや楽曲配信サーバMSへアクセスし、該アクセスしたそれぞれのサーバが提供しているサービスを受けることができる。各ユーザシステムA(Ua)~C(Uc)と、ブログサーバBSや楽曲配信サーバMSとの間における各種情報等の送受信は、従来知られているように例えばインターネット用ブラウザなどの所定のソフトウェアプログラムを用いて行われる。

【0014】

特に、ブロガーが使用するユーザシステムA(Ua)では、ブログサーバBSにアクセスした上でさらにブラウザソフトウェアを使って、該アクセスしたブログサーバBS上でブログの記載内容を容易に更新することが可能となっている。こうしたユーザシステムA(Ua)は、CD、DVD、DVC、その他メディアデータを読み取り・再生する再生デバイス、あるいはそれらメディアデータを再生出力する外部デバイスからの出力を取り込む入力デバイス(例えばIEEE1394端子やUSB端子と、関連するソフトウェア等)を具える。この入力デバイスには、例えば外付けのコンテンツ再生部として携帯音楽プレイヤーPLなどのハードウェア装置を外部接続することができ、ユーザシステムA(Ua)は前記入力デバイス経由で、前記接続された外付けの携帯音楽プレイヤーPLから当該プレイヤーPLで再生されたコンテンツの履歴情報(再生履歴情報)を取得することができるようになっている。ユーザシステムA(Ua)が有する上記したような各機能についての詳細な説明は後述する(後述の図3参照)。

【0015】

ブログサーバBSは、ユーザシステムA(Ua)からのアクセス要求に応じてブログの編集用画面のページ記述情報、ユーザシステムB、C(Ub、Uc)からのアクセス要求に応じてブログの閲覧用画面のページ記述情報を、アクセスしてきた各ユーザシステムへと返信するサーバコンピュータである。前記ブログの編集用画面のページ記述情報には、

10

20

30

40

50

ブログに掲載する記事（所謂エントリ）を入力するための入力領域が設けられており、この入力領域に入力された記事はブログサーバBSにアップロードされてブログエントリデータベースDB1又は再生リストエントリデータベースDB2に記憶される。前記入力領域に入力される記事としては、「ブログ表示画面」（後述する図2参照）におけるプロフィールや投稿した本文等の記事であってブロガーが自分で直接記述して入力して登録するブログエントリと、携帯音楽プレイヤーPLなどでブロガーが実際に再生した楽曲データの再生履歴であって自動的に生成され登録される履歴エントリなどがある。ブログサーバBSは、これらの各エントリを受け取ると、ブログエントリをブログエントリレコードとしてブログエントリデータベースDB1に、履歴エントリを再生リストエントリレコードとして再生リストエントリデータベースDB2に、それぞれ各ブロガー毎に蓄積して記憶する。そして、ユーザシステムB,C(Ub, Uc)などからのブログ閲覧要求に応じてブログ表示画面を提示する際には、ブログエントリデータベースDB1及び再生リストエントリデータベースDB2に記憶されたこれらのエントリレコードを参照して、コンテンツの再生履歴を反映したブログ表示画面を提示する。前記各エントリは、前記ブログエントリデータベースDB1または再生リストエントリデータベースDB2に蓄積させる際に、HTML形式等の表示態様を具体的に規定した形式に変換してもよいし、エントリレコードを参照してブログ表示画面を提示する際に、HTML形式等の表示態様を具体的に規定した形式に変換するようにしてもよい。

10

【0016】

楽曲配信サーバMSは、ユーザシステムA(Ua)～C(Uc)に対して配信可能な楽曲データを多数記憶しており、ユーザシステムA(Ua)～C(Uc)からのデータ配信リクエストに基づき、該当する楽曲データを通信ネットワークXを介して配信するサーバコンピュータである。アフィリエイトプログラムサイトASは、ブログ経由で楽曲配信サーバMSから楽曲データの購入が行われた場合に、経由されたブログのブロガーに対して所定の報酬を支払う仕組みである所謂アフィリエイトの管理を行うサーバコンピュータである。これら楽曲配信サーバMSにより実現されるデータ配信に関する処理や、アフィリエイトプログラムサーバASにより実現されるアフィリエイトに関する処理などは周知の技術であることから、ここでは説明を省略する。

20

【0017】

ここで、ブログサーバBSがブログ閲覧要求に応じて提示するブログ表示画面のページ構成について、図2を用いて説明する。図2は、「ブログ表示画面」の一実施例を示す概念図である。

30

【0018】

従来知られているように、各ユーザシステムからWWWブラウザを用いて所定のURLに従うブログサーバBSに対してブログ閲覧要求すると、各ユーザシステムにおいては図示のような「ブログ表示画面」がディスプレイ上に表示される。この図2に示すブログ表示画面のページ構成は、ブログタイトル表示部T、カレンダー表示部CH、ブログ表示部BH、その他の情報表示部NHに大きく分けることができる。ブログタイトル表示部Tは、ブロガー自身が本ブログにつけたタイトルを表示する。カレンダー表示部CHは現在や過去の月のカレンダーを表示し、該カレンダー内の日付のうち記事が投稿されている日付にはその記事へのハイパーリンクが設定されている。したがって、ユーザによりカレンダー表示部CH内のハイパーリンクされている日付がクリックされると、リンク先である該当する日付においてブロガーにより投稿された記事がブログ表示部BHに表示される。ブログ表示部BHは、日付の新しい順に投稿された最新記事、又は前記カレンダー表示部CHでクリックされた日付に投稿された過去の記事を表示する。

40

【0019】

前記ブログ表示部BH中にはブロガーにより実際に書かれた記事を表示する表示部の他に、再生履歴表示部RHが前記表示部毎に対応付けられて設けられている。該再生履歴表示部RHには、携帯音楽プレイヤーPLなどから取得したコンテンツ再生履歴に基づき自動的に生成される楽曲リストが、「今日の音楽」として楽曲毎の曲名等により表

50

示される。また、再生履歴表示部 R H に表示される楽曲リストには、各楽曲毎に当該楽曲に固有の識別情報（これを楽曲 ID と呼ぶ）を含む楽曲配信サーバ M S へのハイパーリンクが設定されており、ユーザは表示されている楽曲名をクリックすることでリンク先の音楽配信サーバ M S へとアクセスすることができ、該アクセスした音楽配信サーバ M S により提供される楽曲配信画面あるいは楽曲試聴画面（図示せず）に表示をジャンプさせることができるようになっている。こうした再生履歴表示部 R H への楽曲リストの表示に関する処理については後述する。

【 0 0 2 0 】

上記のように、ブログ表示画面の再生履歴表示部 R H に表示される楽曲リストには、各楽曲名に対応付けて楽曲配信サーバ M S へのハイパーリンクが設定されているが、該ハイパーリンクにはさらにアフィリエイトプログラムサイト A S へのリンクに関する定義も記述されている。こうしたハイパーリンクの従来知られた書式の一例を示すと、「アフィリエイトプログラムサイトの URL」に対して、「ターゲットサイトの URL」と「ブログサーバサイトの URL」とをパラメータとして結合するようにしている。具体的に示すと、「http://affiliate/jump?http://target/...+http://base/...」のように記述され、「http://affiliate/jump」が「アフィリエイトプログラムサイトの URL」に該当し、「http://target/...」が「ターゲットサイトの URL」に該当し、「http://base/...」が「ブログサーバサイトの URL」に該当する記述である。このようなハイパーリンクが張られることによって、ターゲット URL のサイト（この実施例では楽曲配信サーバ M S ）は、ベース URL のサイト（この実施例ではブログ及びブロガー固有の識別情報（これをブロガー ID と呼ぶ））経由で、商品（この実施例では、ブログに表示されている楽曲リスト内の曲名（楽曲 ID ））に対応する楽曲データの販売が成立した場合に、前記ベース URL で特定されるサイトのブロガーに対して所定の報酬を支払うことができるようになる。このようなリンクを経由しての商品購入に応じて報酬を支払う処理はアフィリエイトプログラムサイト A S により行われるが、アフィリエイトプログラムサイト A S によるこうした処理は公知であることからここでの説明を省略する。

【 0 0 2 1 】

その他の情報表示部 N H は、例えばブロガー自身のプロフィール、記事をジャンル別に分類するカテゴリ、ブロガーおすすめ・お気に入りサイトへのブックマーク、月間アーカイブ（過去の記事）、記事を読んだユーザの感想や意見などの最新コメント、表示されている記事に対して関連する記事を書いたユーザの記事へのリンクである最新トラックバック、あるいは広告バナーなど、ブログ表示部 B H に表示される以外の他の最新エントリーや広告情報等の各種情報を表示する。なお、上記「ブログ表示画面」における各表示部の表示位置は、図示した例に限らない。なお、ブログ表示画面全体をディスプレイ上に一度に表示しきれないような場合には、図示しない上下方向指示ボタンの操作にあわせてブログ表示画面をスクロール表示することができることは言うまでもない。

【 0 0 2 2 】

上述したように、図 1 に示したユーザシステム A (U a) はブログ作成用クライアント装置であって、楽曲配信サーバ M S から楽曲データの配信を受けるデータ配信機能の他に、WWWブラウザを用いてブログサーバ B S にアクセスすることで所望のブログを閲覧することができるのは勿論のこと、ブログサーバ B S 上で自分自身が開設しているブログを編集することのできるブログ編集・閲覧機能を有する。そこで、こうしたユーザシステム A (U a) が有する各機能について、図 3 を用いて説明する。図 3 は、データ配信機能及びブログ編集・閲覧機能を説明するための機能ブロック図である。ただし、ここではユーザシステム A (U a) に対して独立した携帯音楽プレイヤー P L を外部接続する構成と、ユーザシステム A (U a) 内に音楽プレイヤー機能が予め内蔵されている構成とについて、それぞれ図を分けて説明する。

【 0 0 2 3 】

図 3 (A) は、ユーザシステム A (U a) に対して独立した携帯音楽プレイヤー P L を外部接続する構成における機能ブロック図である。まずデータ配信機能について説明す

10

20

30

40

50

ると、ユーザシステム A (本体 U a) は、楽曲配信サーバ M S から所望の楽曲データの配信を受けることができ、該配信された楽曲データをハードディスクなどの記憶手段 (図示せず) に記憶する。ユーザシステム A (U a) に対して入力デバイスを介して携帯音楽プレイヤー P L が外部接続されると、同期ソフトウェア S W により、携帯音楽プレイヤー P L の楽曲データを記憶する楽曲データストレージ D と前記記憶手段に記憶した配信済みの楽曲データとが同期され、楽曲データストレージ D に記憶されていない楽曲データを携帯音楽プレイヤー P L に送る。こうすることで、常にユーザシステム A (U a) と携帯音楽プレイヤー P L に記憶されている楽曲データが一致するようにしている。

【 0 0 2 4 】

携帯音楽プレイヤー P L は、ユーザ操作に応じて楽曲データストレージ D 内に記憶した楽曲データを再生するコンテンツ再生機能を有し、また楽曲データの再生に応じて再生履歴情報 (後述する図 4 (A) 参照) を生成し、これを再生履歴記憶手段 R に記憶することができるようにしている。前記同期ソフトウェア S W はユーザシステム A (U a) にこうした携帯音楽プレイヤー P L が外部接続されることに応じて、該接続された携帯音楽プレイヤー P L から再生履歴記憶手段 R に記憶済みの再生履歴情報を取得して、これに基づき送付用再生履歴情報 (後述する図 4 (B) 参照) を生成して保持する。

【 0 0 2 5 】

続いて、ブログ編集・閲覧機能について説明する。ユーザシステム A (U a) から WWW ブラウザ W B を用いてブログサーバ B S にアクセスすると、該ブログサーバ B S で管理している多数のブログの中からユーザ所望のブログを閲覧することができる。また、ブログサーバ B S で管理している多数のブログのうち、ブロガー自身が開設したブログに関しては、ブロガーが WWW ブラウザ W B 上で記事を直接入力することで簡単にブログの記載内容を編集することができる。すなわち、WWW ブラウザ W B は、ブログに反映させる記載内容 (ブログエントリ) を入力するためのエントリ入力手段として機能する。この場合には、ユーザ自身によるブログへの記載内容を促すべく所定の管理画面 (図示せず) をディスプレイ上に表示させておき、該管理画面に入力されたブログへの記載内容をブログサーバ B S へ登録する。こうした動作は、ブログサーバ B S とユーザシステム A (U a) との間で所定のエントリ情報を介することで実施されている。WWW ブラウザ B S が起動されてブログの編集が行われる際には、同期ソフトウェア S W により生成・保持された送付用再生履歴情報 (履歴エントリ) を、エントリ情報に基づきブログサーバ B S に対して適宜に送信する。ブログサーバ B S では、「ブログ表示画面」 (図 2 参照) においてブロガーが直接入力した記事であるブログエントリについてはブログエントリデータベース D B 1 に、自動生成される楽曲データの再生履歴の記事である前記送付用再生履歴情報 (履歴エントリ) については再生リストエントリデータベース D B 2 にそれぞれ記憶する。上記したように、同期ソフトウェア W S は、楽曲データの配信・同期機能を実施する他に、携帯音楽プレイヤー P L からの再生履歴の取り込みとブログサーバ B S への前記取り込んだ再生履歴のサーバ登録機能を実施する。

【 0 0 2 6 】

図 3 (B) は、ユーザシステム A (U a) 内に音楽プレイヤー機能が内蔵されている構成における機能ブロック図である。この構成を上記した携帯音楽プレイヤー P L を外部接続する構成と比較すると、図示のように、携帯音楽プレイヤー P L 内に含まれていた楽曲データストレージ D 及び再生履歴記憶手段 R はユーザシステム A (U a) 内に含まれ、それらが音楽プレイヤー P P により管理されるようになっていく。音楽プレイヤー P P (コンテンツ再生部) は、携帯音楽プレイヤー P L と同様に楽曲ストレージ D から楽曲データを読み出して再生する楽曲データ再生機能を有する。また、それだけでなく、同期ソフトウェア S W と同様の機能を有する。すなわち、音楽プレイヤー P P は C P U などの制御手段が所定のソフトウェアプログラムを実行することにより実施され、前記ソフトウェアプログラムは楽曲データ再生機能の他に、楽曲データの配信・同期機能、再生履歴のサーバ登録機能を含む。これらの各機能の動作については既に説明済みの図 3 (A) の場合と同様であるので、説明を省略する。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 7 】

なお、音楽プレイヤー P P はコンピュータソフトウェアの形態に限らず、DSP (デジタル・シグナル・プロセッサ) によって処理されるマイクロプログラムの形態でも実施可能であり、また、この種のプログラムの形態に限らず、ディスクリット回路又は集積回路若しくは大規模集積回路あるいはゲートアレイ等を含んで構成された専用ハードウェア装置の形態 (所謂モジュール) で実施するようにしてもよい。

【 0 0 2 8 】

次に、携帯音楽プレイヤー P L が楽曲データの再生に応じて生成する再生履歴情報、ユーザシステム A (U a) に接続された携帯音楽プレイヤー P L から取得した再生履歴情報に基づき生成する送付用再生履歴情報の各データ構成について、図 4 を用いて説明する。図 4 (A) は再生履歴情報のデータ構成の一実施例を示す概念図であり、図 4 (B) は送付用再生履歴情報のデータ構成の一実施例を示す概念図である。

10

【 0 0 2 9 】

図 4 (A) に示すように、再生履歴情報は、携帯音楽プレイヤー P L で楽曲データを再生した日付及び時間を表す「再生日時」、再生した楽曲データに付されている固有の識別番号を表す「楽曲 ID」、当該楽曲データで再生される楽曲の曲名を表す「楽曲名」、直接指定されることによって再生されたか否かを示す「再生指定状態フラグ」などを 1 組のレコードとして、再生順に降り順で記憶してなるデータである。すなわち、携帯音楽プレイヤー P L で再生される度にレコードが追加され、楽曲データが N 回再生されると N 個のレコードが記憶される。また、レコード追加の際には再生された楽曲データが新規に最上位のレコードとなるように追加記憶されるので、最上位のレコードが記憶しているレコードの中で最も最近に再生された楽曲データに関するレコードであり、最下位のレコードが記憶しているレコードの中で最も過去に再生された楽曲データに関するレコードである。上記レコードは下記に例示する表示順の決定条件に適合させた内容であり、言うまでもなく表示順の決定条件に応じて適宜レコード内容は変更してよい。

20

【 0 0 3 0 】

他方、図 4 (B) に示すように、送付用再生履歴情報は、当該送付用再生履歴情報を作成した日付及び時間を表す「履歴生成日時」毎に、前記取得した再生履歴情報に基く「再生日時」、「楽曲 ID」、「楽曲名」などを 1 組のレコードとして記憶してなるデータである。「履歴生成日時」毎の前記組み合わせからなる 1 組のレコードは、ブログ表示画面に表示する表示順で M 個含まれる。ブログ表示画面に表示する表示順の決定は、以下に示す所定の条件に従う。

30

(1) 再生回数が多い楽曲が上位。

(2) 再生日時が新しい楽曲が上位。

(3) プログラマーにより直接指定されることによって再生された楽曲 (つまりランダム再生でない楽曲) が上位。

以上のような基準に従って重み付け配点された点数が高い順により、表示順を決定する。これに従うと、再生履歴情報に N 個のデータが含まれていたとしても、送付用再生履歴情報には「履歴生成日時」毎に必ずしも N 個のデータが記憶されるとは限らないことから、上記説明では M 個含まれるものとした。

40

【 0 0 3 1 】

なお、携帯音楽プレイヤー P L にて更新・蓄積される再生履歴情報は、複数の再生日にわたる場合がある。こうした場合には、ブログサーバ B S に送信する再生履歴情報を再生日ごとに楽曲 ID の順位付けを行い、複数の再生日それぞれ毎に「プログラマーの再生ランキング」的な送付用再生履歴情報とする。

なお、送付用再生履歴情報は、同一の再生日に同じデータが重複することのないように生成されることは言うまでもない。

【 0 0 3 2 】

なお、場合によっては、同じ日に複数回にわたって携帯音楽プレイヤー P L から再生履歴情報の取得が行われ、これに伴って送付用再生履歴情報の生成が複数回行われる場合が

50

ある。そのため、送付用再生履歴情報は携帯音楽プレイヤー P L から取得した再生履歴情報をそのまま利用するのではなく、一旦同期ソフトウェア S W にて各回毎に取得した再生履歴情報内に含まれるレコードを重複することなく累積した上で、この累積した履歴情報に基づいて順位付けならびに整形付けを行い、連続または不連続の所定数の再生履歴日付に対応する履歴情報を送付用再生履歴情報としてブログサーバ B S に送信するようにすることが望ましい。

【 0 0 3 3 】

次に、ブログ表示画面における再生履歴表示部 R H への楽曲リスト（コンテンツ一覧）の表示に関する処理について、ブログ作成用クライアント装置（ユーザシステム A ）側の処理とブログサーバ B S 側の処理とに分けて説明する。ユーザシステム A 側の処理について図 5 を用いて、ブログサーバ B S 側で実行する各処理について図 6 ~ 図 8 を用いて、それぞれ説明する。図 5 は、ユーザシステム A 側で実行する「同期ソフトウェア処理」の一実施例を示すフローチャートである。ただし、ここでは上述した図 3（ A ）に示すような、携帯音楽プレイヤー P L をユーザシステム A に外部接続する構成を例に説明する。

【 0 0 3 4 】

ステップ S 1 では、初期設定を行う。初期設定としては、例えばユーザシステム A 内に蓄積されている楽曲データライブラリ（図示せず）の内容の取り込みや、画面あるいはウィンドウの生成ないし初期表示状態の設定などがある。ステップ S 2 は、音楽プレイヤー P L がオンライン状態、つまりユーザシステム A と接続されてデータ通信可能な状態にあるか否かを判定する。音楽プレイヤー P L がオンライン状態にあると判定した場合には（ステップ S 2 の Y E S ）、楽曲ストレージ D との同期を実行する（ステップ S 3 ）。すなわち、携帯音楽プレイヤー P L に記憶されている楽曲データとユーザシステム A に記憶されている楽曲データとを同期させて、ユーザシステム A と携帯音楽プレイヤー P L にそれぞれ記憶されている楽曲データを一致させる。ステップ S 4 は、所定の「sync」ボタンが押されたか否かを判定する。「sync」ボタンが押されたと判定した場合には（ステップ S 4 の Y E S ）、オンライン状態にある携帯音楽プレイヤー P L から再生履歴情報を読み込む（ステップ S 5 ）。そして、再生履歴情報を読み込むと、これに基づき送付用再生履歴情報を生成し保持する（ステップ S 6 ）。上記「sync」ボタンは、例えば該同期ソフトウェアの起動に応じて図示しないディスプレイ上に表示されるパネルスイッチであって、該「sync」ボタンがユーザにより操作されると、接続済みの携帯音楽プレイヤー P L から再生履歴情報を読み込み、送付用再生履歴情報を生成する処理が実行される。

【 0 0 3 5 】

ステップ S 7 は、ネットワークがオンライン状態であるか否か、つまりユーザクライアント A（U a）とブログサーバ B S とが通信ネットワーク X を介して互いにアクセス可能な状態にあるか否かを判定する。ネットワークがオンライン状態であると判定した場合には（ステップ S 7 の Y E S ）、ユーザクライアント A 側に作成済みの送付用再生履歴情報があるか否かを判定する（ステップ S 8 ）。送付用再生履歴情報がある場合には（ステップ S 8 の Y E S ）、さらにブログ設定つまりユーザシステム A の利用者がブログサーバ B S にブログとして登録され、送付用再生履歴情報を履歴エントリとしてブログサーバ B S に登録可能な状態であるか否かを判定する（ステップ S 9 ）。つまり、ブログサーバ B S に履歴エントリを登録させるためのユーザ ID や再生履歴更新 URL 情報等が、後述するステップ S 1 2 において設定されているか否かを判定する。ブログ設定されている場合には（ステップ S 9 の Y E S ）、前記エントリ情報に基づき対応するブログサーバ B S に対して送付用再生履歴情報を送信する（ステップ S 1 0 ）。そして、該送付用再生履歴情報の送信が終了すると、前記送信した送付用再生履歴情報を消去する（ステップ S 1 1 ）。

【 0 0 3 6 】

ステップ S 1 2 は、その他の処理を実行する。その他の処理としては、終了指示の他に、本来の機能である楽曲配信サーバ M S からの楽曲データの購入、配信済みの楽曲データの閲覧や整理等の処理が含まれる。また、本文等のブログエントリをエントリ情報に基づきブログサーバ B S に対して設定登録する処理などを行う。この場合における設定登録項

10

20

30

40

50

目としては、ブログの更新用URLや再生履歴更新URL（ブログの更新用URLと、送付用再生履歴情報を送信する先である再生履歴更新URLは異なるURLである）や、該ブログサービスにおけるユーザID（ブロガーID）及びパスワードなどがある。その他の処理として終了指示が行われていた場合には当該処理を終了する一方で、終了指示が行われていない場合には上記ステップS2の処理に戻って上記ステップS2～ステップS12までの処理を繰り返し実行する。

【0037】

なお、上記「同期ソフトウェア処理」において、携帯音楽プレイヤーPLからの再生履歴情報の読み込みと送付用再生履歴情報の生成とを（上記ステップS5及びステップS6参照）、「sync」ボタンを操作することなく、携帯音楽プレイヤーPLのオンライン状態検知に応じて自動的に行うようにしてもよい。

なお、図3（B）に示す音楽プレイヤーPPをユーザシステムAに内蔵する構成の場合には、上記した「同期ソフトウェア処理」自体が音楽プレイヤーPPの一部機能として含まれることから、上記ステップS1～ステップS6までの携帯音楽プレイヤーPLのオンライン状態検知に係る処理を省略することができる。ただし、この場合においても送付用再生履歴情報を生成しなければならないので、再生履歴情報が更新される度に送付用再生履歴情報を同期して生成するか、上記ステップS7におけるネットワークのオンライン状態検知時に送付用再生履歴情報を生成するようにすればよい。また、送付用再生履歴情報のブログサーバBSへの送信は、ブログ設定時において定期的あるいは本文等のユーザ入力に応じたブログエントリの登録の際に同時または前後して行うようにすればよい。

【0038】

次に、ブログ表示画面における再生履歴表示部RHへの楽曲リスト（コンテンツ一覧）の表示に関するブログサーバBS側の処理について説明する。ユーザクライアントA（UA）側からのブログサーバBSに対するブログの閲覧・編集等の処理は、一般的に知られたWWWブラウザを用いたフォーム入力によるクエリ情報の生成・送信・レスポンスに従ってなされる。すなわち、必要な処理に応じたリクエストをブログサーバBSに対して行うことが必要である。ここでは、ブログサーバBSに対して情報登録のリクエスト（送付用再生履歴情報の登録リクエストが同時に行われる場合と行わない場合とがある）、ブログ閲覧のリクエストが行われた場合に、ブログサーバBS側で実行する各処理について、図を分けて説明する。

【0039】

図6～図8に示す各図は、ブログサーバBS側で実行する各処理の一実施例を示すフローチャートである。これらの各処理はブログサーバBSにおいて適宜起動されるプログラムであって、プログラム起動後は常に所定の待機状態にあり、ユーザクライアントA（B～C）からリクエストを受信すると、そのリクエストに応じた処理を実行する。ここでは、図6に情報登録のリクエスト（ブログエントリリクエスト）を受信した際に実行が開始される「ブログ更新URL処理」を、図7に送付用再生履歴情報の登録リクエスト（再生リストエントリリクエスト）を受信した際に実行が開始される「再生履歴更新URL処理」を、図8はブログ閲覧リクエスト（ブログブラウザリクエスト）を受信した場合の「ブログ表示処理」の一実施例をそれぞれフローチャートに示す。

【0040】

ユーザシステムA（ブログ作成用クライアント装置）は図示しないブログ入力ページをWWWブラウザにてディスプレイに表示させておき、該ブログ入力ページを用いることによってCGI（Common Gateway Interface）クエリ等により情報登録のリクエストをブログサーバBSに通知する。ブログサーバBSでは情報登録のリクエストを受けると、図6に示すように、まずクエリデータを取り込む（ステップS21）。このクエリデータは、ユーザID（ブロガーID）と、上記ブログ入力ページに入力された本文データ（テキストデータ）とを含む。また、本文データは表示整形用の記号を含む。ステップS22は、前記取り込んだクエリデータに従いユーザIDを特定する。ステップS23は、ブログDB（ここでは、図1に示したブログエントリデータベース）に記憶しているユーザIDに対応するプロ

グエントリレコードに、受付日時とともに受信した本文データのエントリ（ブログエントリ）を追加する。

【0041】

ユーザシステムA（ブログ作成用クライアント装置）は上述した「同期ソフトウェア処理」（図5参照）を実行することにより、送付用再生履歴情報をブログサーバBSに登録するよう上記情報登録のリクエストと同時に送付用再生履歴情報の登録リクエストをブログサーバBSに通知する。ブログサーバBSでは送付用再生履歴情報の登録リクエストを受け取ると、図7に示すように、まずクエリデータを取り込む（ステップS31）。このクエリデータは、ユーザID（ブロガーID）と送付用再生履歴情報（図4（B）参照）を含む。そして、前記取り込んだクエリデータに従いユーザIDを特定する。（ステップS32）
ステップS33は、ブログDB（ここでは、図1に示す再生リストエントリデータベース）のユーザIDに対応するレコードに、再生履歴に付加された日時情報とともに受信した履歴エントリ（再生リストエントリレコード）を追加する。

10

【0042】

なお、履歴エントリが追加されるデータベースは、上記した本文データのエントリを追加するデータベースと同一（詳しくは同一データベースの他のフィールド）であってもよいし、本文データのエントリを追加するデータベースとは別のデータベース（図1に示した再生リストエントリデータベース）を予め用意しておき、該別に用意したデータベースに履歴エントリのみをユーザIDに関連付けて蓄積するようにしてもよい。

なお、データベース内に既に同じユーザID・日付の履歴エントリが記憶済みである場合には、新たに受信した内容で既に記憶済みのエントリを更新するようにしてもよいし、新たに受信したエントリを無視して既に受け付けたエントリを維持するようにしてもよい。

20

【0043】

ユーザシステムA（ブログ作成用クライアント装置）はWWWブラウザにてブログサーバBSにアクセスし、ブログ閲覧のリクエストをブログサーバBSに通知する。このブログ閲覧のリクエストには、ユーザID（ブロガーID）と表示日付とが含まれる。ブログサーバBSでは前記ブログ閲覧のリクエストを受けると、図8に示すように、まずクエリデータを取り込む（ステップS41）。ステップS42は、前記取り込んだクエリデータに従いユーザIDと日付とを特定する。ステップS43は、ブログDB（図1に示すブログエントリデータベース）のユーザIDに対応する指定された日付の本文のエントリ（ブログエントリレコード）を読み出す。

30

【0044】

ステップS44は、同じユーザIDと日付に対応する履歴エントリ（再生リストエントリレコード）がブログDB（図1に示す再生リストエントリデータベース）に蓄積されているか否かを判定する。対応する履歴エントリがあると判定した場合には（ステップS44のYES）、該履歴エントリを本文エントリの末尾に追加する（ステップS45）。ここで、必要に応じて、1週間分あるいは数日分のブログエントリを1ページ分のブログ表示画面用に読み出してよい。ステップS46は、表示情報を整形する。すなわち、読み出した各エントリをブログ表示画面用に書式を整形する。書式の詳細は例えばHTML等の表示態様を具体的に規定した形式であり、フォントの種別・書体・サイズ・装飾の選択、ハイパーリンクの設定等が含まれる。ブログエントリの表示形式は、タグ等の整形記号としてブロガーにより予め（図示しないブログ入力ページを用いて）入力され指定されている。また、ブログ表示画面の再生履歴表示部RH（図2参照）にて表示される楽曲名の文字列に設定されるハイパーリンクは、「音楽配信サイトのURL&このブログサーバサイトのURL&楽曲ID」となる。ステップS47は、レスポンスを発する。なお、前述のとおり、書式の整形は、各エントリをデータベースに登録させた時点（ステップS23またはステップS33）にて行ってもよい。

40

【0045】

なお、上述した実施例においては再生履歴をクライアント側で整形するものを示したがこれに限らず、携帯音楽プレイヤーPLから取得した再生履歴情報をそのままブログサー

50

バ B S に送信し、ブログサーバ B S 側で再生履歴を整形する対応処理を行うようにしてもよい。

なお、再生履歴のみをブログサーバ B S にエントリさせるようにしたが、その他に、総楽曲再生数や総再生時間等を各日付ごとに集計し、再生履歴とともにブログサーバ B S にエントリさせ、同様にブログ本文に付記して表示させるようにしてもよい。

なお、所謂 W e b ベースのシステムを前提としない場合、つまりユーザシステム（ブログ作成用クライアント装置）とブログサーバ B S との間では専用プロトコル等を利用する場合には、上記実施態様に限らず、プッシュ型のサービスに構成し、ブログサーバ B S が自動的にユーザシステム（ブログ作成用クライアント装置）側から再生履歴情報を取り込むようにしてもよい。

10

【 0 0 4 6 】

なお、上述した実施例においてはブログに再生履歴を載せる対象のコンテンツとして楽曲データを対象にした例を示したがこれに限らず、コンテンツとしては動画データや音声データ、テキストデータ、その他データなど通信ネットワーク X を介して配信可能なデータであればどのようなデータであってもよい。これらの再生履歴をブログに自動的に反映させる場合、ユーザシステム A に接続（あるいは内蔵）される再生機器は携帯音楽プレイヤーに限らず、HDDレコーダ等の前記各データ種類に対応する再生機器であってよいことは言うまでもない。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 4 7 】

【 図 1 】本発明に係るブログ作成用クライアント装置とブログサーバとを少なくとも含むコンテンツ更新システムの一実施例の全体構成を示すシステムブロック図である。

【 図 2 】ブログ表示画面の一実施例を示す概念図である。

【 図 3 】データ配信機能及びブログ編集・閲覧機能を説明するための機能ブロック図であり、図 3（ A ）はユーザシステム A に対して携帯音楽プレイヤー P L を外部接続する構成である場合、図 3（ B ）はユーザシステム A 内に音楽プレイヤー機能が内蔵されている構成である場合を示す。

【 図 4 】再生履歴情報及び送付用再生履歴情報の各データ構成の一実施例を示す概念図であって、図 4（ A ）は再生履歴情報、図 4（ B ）は送付用再生履歴情報を示す。

【 図 5 】ユーザシステム A 側で実行する「同期ソフトウェア処理」の一実施例を示すフローチャートである。

30

【 図 6 】ブログ更新 URL 処理の一実施例を示すフローチャートである。

【 図 7 】再生履歴更新 URL 処理の一実施例を示すフローチャートである。

【 図 8 】ブログ表示処理の一実施例を示すフローチャートである。

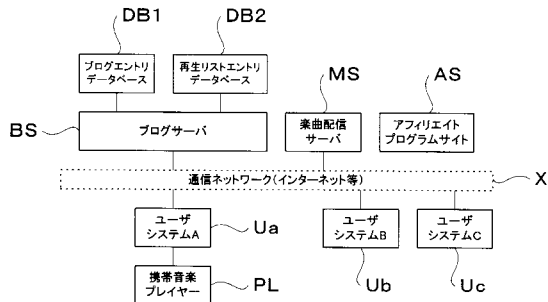
【 符号の説明 】

【 0 0 4 8 】

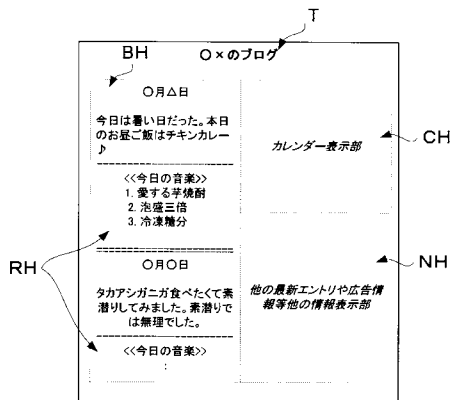
B S ... ブログサーバ、 M S ... 楽曲配信サーバ、 A S ... アフィリエイトプログラムサイト、 D B 1 ... ブログエントリデータベース、 D B 2 ... 再生リストエントリデータベース、 U a ... ユーザシステム（ブログ作成用クライアント装置）、 U b , U c ... 一般のユーザシステム、 P L ... 携帯音楽プレイヤー、 P P ... 音楽プレイヤーソフト、 D ... 楽曲ストレージ、 R ... 再生履歴記憶手段、 W B ... WWW ブラウザ、 X ... 通信ネットワーク

40

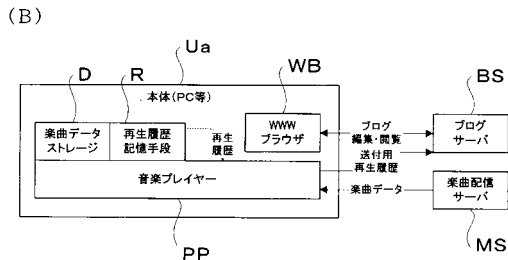
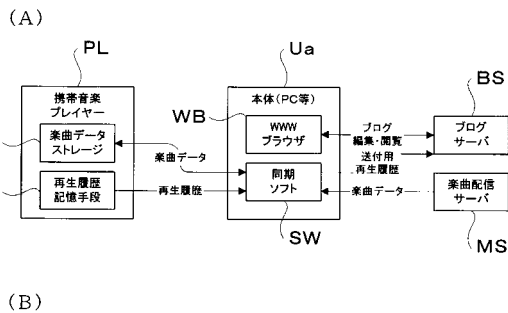
【図1】



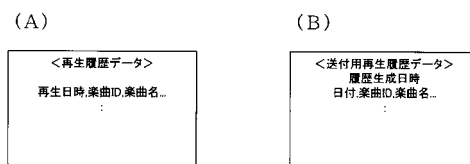
【図2】



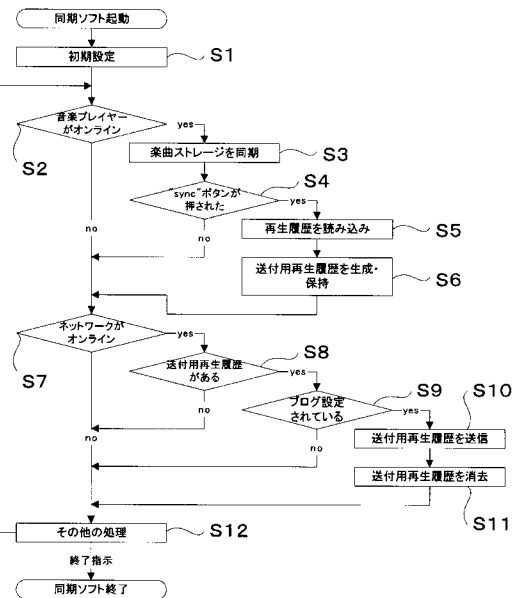
【図3】



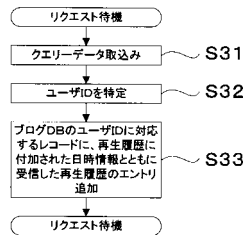
【図4】



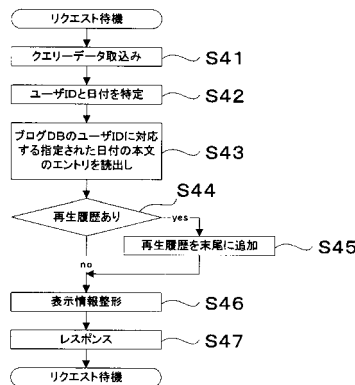
【図5】



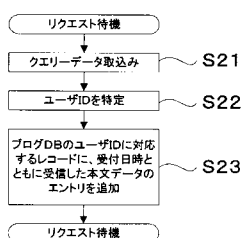
【図7】



【図8】



【図6】



フロントページの続き

(56)参考文献 国際公開第2005/106752(WO, A1)

特開2007-011452(JP, A)

特開2006-301884(JP, A)

特開2005-100612(JP, A)

特表2007-535077(JP, A)

栗原 亮, iLife'05便利帖, 日本, 株式会社毎日コミュニケーションズ, 2005年
8月2日, 2005年9月号, 第44頁

iPod いちばんクールな使い方, click 第12巻 第4号, 日本, 日経BP社 Nikkei Business Publications, Inc., 2005年 4月 1日, 第12巻第4号, 第43頁

ソニー、WAV出力に対応したSonicStage最新版 - Yahoo!など対応配信サイトも追加, AV Watch, 日本, Impress Watch Coportation, 2006年 2月 1日, URL, <http://av.watch.impress.co.jp/docs/20060201/sony.htm>

ソニー、音楽配信コミュニティサービス「PLAYLOG」--ブログ、SNS機能も, CNET Japan, 日本, CNET Networks, Inc., 2006年 2月27日

mixiに音楽再生リスト共有機能 iTunesと連携, ITmedia, 日本, ITmedia, Inc, 2006年 5月22日, URL, <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0605/22/news075.html>

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 13/00